

小児慢性特定疾病児童日常生活用具 給付事業の開始について

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業とは、在宅で生活している重度の小児慢性特定疾病児童に対し、対象児が快適な生活を送れるように日常生活用具の給付を行う事業です。

対象者

- 保護者が南阿蘇村に住所を有する人
 - 小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている人
 - 児童福祉法による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象にならない人
- ※世帯の所得に応じて一部自己負担があります。

給付種目

種目	対象者	種目	対象者
便器	常に介助が必要な人	頭部保護帽	発作などにより頻繁に転倒する人
特殊マット	寝たきりの状態にある人	電気式たん吸引機	呼吸器機能に障がいのある人
特殊便器	上肢機能に障がいのある人	クールベスト	体温調整が著しく難しい人
特殊寝台	寝たきりの状態にある人	紫外線カットクリーム	紫外線からの防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある人
歩行支援用具	下肢が不自由な人	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいがある人
入浴補助用具	入浴に介助が必要な人	パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な人
特殊尿器	自力で排尿できない人	ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した人
体位変換器	寝たきりの状態にある人	ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した人
車椅子	下肢が不自由な人	人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な人

※事前申請が必要になりますので、購入前に住民福祉課までご連絡ください。

〈問い合わせ〉住民福祉課 福祉係 Tel (67) 2702

「身体・知的・精神障がい 合同相談会」のお知らせ

身体・知的・精神に障がいのある人とその家族を対象に合同相談会が開催されます。福祉サービスの利用、就労、身障手帳等各種の手続き、地域生活に関することなど、お気軽にご相談ください。

日時

5月28日（月）

午前10時～正午

場所

役場西会議室（1階）

相談員

相談支援事業所（高森寮・時計台）
県北部障害者就業生活支援センターがまだす
住民福祉課

※日時と場所をお間違えのないようにお越しください。

※予約は必要ありません。

〈問い合わせ〉

住民福祉課 福祉係
Tel (67) 2702

